

佐賀県訓令甲第4号

健康福祉部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(60) 略</p> <p>(60)の2 <u>児童福祉法第19条の5の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理及び変更の認定に関すること。</u></p> <p>(61) 略</p> <p>(62)～(72) 略</p>	<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(60) 略</p> <p>(60)の2 <u>児童福祉法第19条の3第7号の規定により交付された医療受給者証の記載事項（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の26各号に掲げる事項を除く。）の変更に関すること。</u></p> <p>(60)の3 <u>児童福祉法第19条の22第1項から第3項（同項第1号を除く。）までの規定による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。</u></p> <p>(61) 略</p> <p>(61)の2 <u>児童福祉法施行規則第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p>(62)～(72) 略</p> <p>(72)の2 <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定による母子保健に関する知識の普及に関すること。</u></p> <p>(72)の3 <u>不妊・不育専門相談センター事業（不妊及び不育に関する相談指導、相談事業者の研修等を行う事業をいう。）に関する</u></p>

改正前	改正後
<p>(73)～(299) 略 2・3 略</p>	<p><u>こと（佐賀中部保健福祉事務所に限る。）。</u> <u>(72)の4 不妊及び不育症治療に係る助成の申請、決定及び交付に</u> <u>関すること。</u> (73)～(299) 略 2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第60号の2の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び同項第72号の次に3号を加える改正規定は、公布の日から施行する。